

南部水道企業団入札心得

平成 27 年 7 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 この心得は、南部水道企業団（以下「企業団」という。）の契約に係る競争入札を行う場合における入札参加者の入札手続等に関する一般的な注意事項を定めるものである。

~~(入札保証金等)~~

~~第 2 条 次の各号に掲げる場合においては、入札保証金を免除する。~~

- ~~(1) 競争入札の相手方が保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。~~
- ~~(2) 競争入札に付する者で過去 2 年間の間に企業団、(公社、公団を含む。) 又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。~~

(入札等)

第 3 条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は 図面、仕様書、現場説明書（以下「設計図書」という。）及び 契約書を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、入札書を 1 件ごとに南部水道企業団契約規則（以下「規則」という。）で定める書式（様式第 5 号）により作成し、通知書に示した時刻までに入札函に投入しなければならない。
- 3 入札者が所定の時刻に遅れたときは、これを認めない。ただし、他の入札者が初回の投入を終えていない間は、この限りではない。
- 4 郵送による入札は、原則として、これを認めない。
- 5 入札者は、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させなければならない。
- 6 入札者は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 7 入札者は、入札書を一旦入札した後は、開札の前後を問わず、当該入札書の書換、引換え又は撤回することはできない。
- 8 入札参加者は、請求がある場合には、工事費明細書を提出しなければならない。
- 9 入札者が、当該入札執行中に入札室を退室したときは、再入室を認めない。ただし、入札執行者が認めたときは、この限りではない。
- 10 入札者が、当該入札執行中に携帯電話を使用することを認めない。

(入札の辞退)

第3条の1 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前であつては、入札辞退届を契約担当課に直接持参し又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る）して行う。

(2) 入札執行中であつては、入札辞退届又その旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱を受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第3条の2 入札は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第4条 入札者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

第5条 次の各号に該当する入札は、無効とする。

- 一 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 二 委任状を持参しない代理人のした入札
- 三 入札書の表記金額を訂正した入札
- 四 入札書の表記金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明瞭な入札
- 五 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- 六 同一事項の入札について、他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者のした入札
- 七 連合その他不正の行為があつた入札
- 八 その他入札に関する条件に違反した入札
- 九 工事費内訳書の工事価格と入札書の入札金額は一致しない入札。

(落札者の決定)

第6条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、工事又は製造の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき（工事の請負契約に限る。）、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

~~第7条 開札をした場合において、各入札のうち予定価格の制限の範囲内価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。~~

~~2 入札を辞退した者、入札に遅参した者、無効の入札をした者は、再度入札に参加できない。~~

~~3 再度入札は、2回を限度とし、この限度内において落札者がいないときは、入札を終了する。~~

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第8条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときには、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決める。

(契約保証金)

第9条 契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

一 契約の相手が保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

二 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

三 政令第167条の5及び政令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に企業団(公社、公団を含む。)又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであること、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

四 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

五 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されたとき。

六 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなる恐れがない時。

七 委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

八 国、県、他の地方公共団体その他の公法人と契約するとき。

九 土地の買収契約、物件の移転補償契約及びその他契約で企業長が認める契約

(契約書の提出)

第10条 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当課から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日から7日以内に、これを契約担当課に提出しなければならない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、その効力を失う。

(下請契約)

第11条 落札者が、工事又は業務の一部を下請けさせた場合には、7日以内に下請調書を現場監督員に提出しなければならない。

(異議の申し立て)

第12条 入札をした者は、入札後、この心得、設計図書、契約書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。